

第 6 章

インドネシアの産業政策

——その歴史的概観——

はじめに

1949年にオランダから主権を委譲された時のインドネシアの工業は、少數の英米系の近代工業はあったものの、繊維、タバコ、食品、家具などが中心で、しかも小規模のハンディクラフト工業を除くと華人を含む外国人が支配していた。

1949年から65年までは、経済計画が策定され民族企業育成、外国援助による基幹産業プロジェクトが実施されたが、政治、経済の混乱が続いたため、目的を達成することはできなかった。

1966年以降の新秩序期は、経済開発を中心に据えた政治運営が行なわれ、西側諸国の援助、外国投資を積極的に受け入れた。69年からは5カ年開発計画（レプリカ）が開始され、工業部門は70年代に年平均12.5%の高い成長を記録している。

GDPに占める工業部門のシェアも1969年の9.2%から87年には13.9%（ともに時価表示）に高まっている。業種別にみた構造も変化しており、付加価値生産額ベースでみると、製鉄、化学肥料など重化学工業の進展が著しい。また、86年のルピア切下げ以降非石油輸出が急増し、87年には非石油輸出が石油輸出を上回ったが、その原動力は工業製品の輸出であった。輸出工業品も

大宗を占めていた合板、繊維から、鉄鋼、アルミニウム、乾電池、バッテリー、セメント、カメラなど多様化が進んでいる。

このような工業部門の成長とともに、一方では、保護政策あるいは国産化政策に起因する非効率、ハイコスト問題、裾野産業の未成長等の問題も顕在化している。

本章は、このようなインドネシアの工業の発展を促すとともに、問題を形成した一つの要因である産業政策を、歴史的に概観するかたわら、実態と問題点を検討することを目的としている。

歴史的概観に当たっては、スカルノが大統領だった1949年から65年までとスハルト政権下の新秩序期（1966年以降）に二分した。新秩序期については、さら安定復興期（1966～73年）、オイルボナンザ期（1974～83年）、構造改革期（1984年以降）に区分して、記述している。

1. 1949年から1965年までの産業政策

(1) 産業政策の課題

本節では、1949年12月のインドネシア連邦共和国政府樹立（大統領スカルノ、首相ハッタ）から、スカルノ大統領が権力を失う契機となった9月30日運動の起こった65年までの期間の産業政策を概観する。この時期は、政治的に50年憲法に基づく議会制民主主義の時代（1949年12月～59年7月）と45年憲法に復帰し、大統領内閣制下でスカルノ大統領が強大な権力を行使した「指導された民主主義」の時代（1959年7月～65年）に二分できる。

経済政策の面では、1957年12月のオランダ企業の接收がターニングポイントとなろう⁽¹⁾。

1957年以前は、エコノミストが経済計画の策定、経済政策の立案、実施に当たるなど計画そのものは成功しなかったにせよ、経済合理性が無視される

ことは少なかった。外資法の制定も試みられており、外国企業に対し敵対的ではなかった。当時の4大政党の一つで何度か政権（連立政権を含む）を担ったイスラム政党であるマシュミ党のシャフルディン・プラウイラネガラは、52年に「政府の介入は、民間企業が一般的な社会利益に役立たなくなった時に行なわれるべきであり、外国資本投資は、民族資本の形成に基礎をおく民族企業の生産能力が達成されるまで、インドネシア経済の重要な要素であるべきである」と述べている。しかし、57年以降は、外国企業、資産の接收（1957年オランダ資産、63年イギリスおよびマレーシア資産、65年アメリカ資産の一部）、外資法破棄などナショナリズム色が極度に強まっている。61年に開始された8カ年計画は、国家開発評議会により策定されたが、そのメンバーにはエコノミスト、経済計画を管轄していた官庁の代表は1人も含まれていなかった。社会主義国からの借款の増大と特にソ連の援助を利用した大型工業プロジェクトの建設など社会主義圏への傾斜と国家の経済への関与の増加もめだつ。この「指導された経済」の時期は、きわめてナショナリスティックで扇動的な政治に経済が完全に従属していた時期といえる。

この時期の経済政策の目的は植民地型経済構造からの脱却であり、産業政策の課題は、工業部門における民族企業（大規模工業における国営企業も含む）の育成である⁽²⁾。

1949年には、小規模なハンディクラフト工業はインドネシア人がほぼ完全に支配していたが、繊維など国内市場向けの近代工業はヨーロッパ人あるいは華人により所有されていた。輸出向け工業は外国人が支配していたとされる⁽³⁾。また、第2次世界大戦前は、農業を除いた民間資本の52%はオランダ人により所有されており、インドネシア人は19%のみを所有していたと推定される⁽⁴⁾。

さらに、1949年の主権移譲に関する協定は、インドネシアにおけるオランダの経済的権益をインドネシア政府が認めるという規定が含まれていた。このような状況下では、「インドネシア革命は経済の段階に入った」（ハジ・アグス・サリム）と当時の指導者たちが感じ、植民地経済からの脱却、自立した民

族的な経済の形成が政策目標となるのは当然といえよう。

(2) 政策イデオロギーの二つの流れ

しかし、経済政策の背景にある政策イデオロギーは政権を担当したリーダーのなかでも、ナショナリズムをベースにしていても、自由な企業活動により重点を置くイデオロギーと国家の役割をより重視するイデオロギーの二つの流れがあった。

前者を代表したのはマシュミ党で、同党はイスラム商人の商業活動が活発な地域（西スマトラ、南スラベシ、西ジャワ）で支持を得ていた。後者のイデオロギーは、例えば、経済相、蔵相を歴任し、経済計画の策定に携わった代表的エコノミスト、スミトロ ジョヨハディクスモ（社会党）の見解にみられる。

マシュミ党の経済思想は、ナッシール内閣で蔵相を務めたシャフルディン・プラウィラネガラの次の発言に示されている⁽⁵⁾。

「我々の社会に適したイデオロギーは宗教的社会主義であり、憲法と調和するイデオロギーである。宗教的社会主義は、個人主義、個人の創意、個人の責任を排しない。このような個人の創意から生ずる競争は悪ではない。むしろ反対に、競争は生産を増大させ、商品の品質を向上させる。ある段階でのみ、自由な経済が生産を増加させることが出来ず、生産を制限する傾向が存在する。この段階で、政府はその民間企業を国有化し、あるいは企業を自ら設立することにより、介入すべきである。」一方、スミトロ ジョヨハディクスモは次のような見解を明らかにしている⁽⁶⁾。

「私の見解では、一般的にアジアの国々では、停滞と後退を克服し、さらに発展を促進するための努力は、計画され意識的に用意されねばならない。開発のプロセスの中でバイオニア的役割を果たす国家が最前線に出てくる。アジアの国々では、その社会の中から生まれた創造的な企

業家たちがまだ存在しないか、まだ不足しているというのは事実である。

わが国に現在、存在している外国人企業家に発展を全面的に委ねないのであれば、初期の段階では、国家が重要な役割を果たさねばならない。私の意見では、(外国人企業家に発展を全面的に依存するという)道は、アジアの国々の望む発展の目的と目標ではない、自律的な資本と技術の発展のためには、国家が直接あるいは間接的な政策により重要な役割を果たさねばならないし、果たすことが可能である。」

ただし、スミトロ教授はインドネシアの指導的エコノミストとして新秩序期初頭には内閣に加わりリベラルな政策の実施を進めており、ここで示されている見解は、あくまでも独立直後の経済に対応したものである。

1957年までは、マシュミ党、国民党(PNI)を中心に社会党など他の政党が加わり、7回内閣が交替するという政治的に不安定な時期であった⁽⁷⁾。経済政策もナショナリズムという基調は一貫しているものの、具体政策面では、ハラハップ内閣では比較的リベラルで合理的な政策がとられるなど、時期によりその濃度は異なっている⁽⁸⁾。

(3) 1949～65年の産業政策——経済計画を中心

次に、1949～65年の産業政策をその枠組みとなっている経済計画を中心に概観したい⁽⁹⁾。

① 緊急経済計画

緊急経済計画(Rencana Urgensi Perekonomian、以下RUPと略)は、1951年に、スミトロが商工相、シャフルディンが蔵相を務めたナッシール内閣(マシュミ党、1950年9月～51年3月)の時に発表された。

RUPは、経済の外国への依存を減少させることを目的としている。そのために、外国貿易への依存を減少させるため小規模の民族企業による輸入代替工業を育成するとし、その政策手段は、民族企業に対し資金援助を与え、特

定の商品の市場を民族企業にのみ制限するというものであった。これが、ベンテン政策と呼ばれる政策である。

RUPでは、必要資金を供与すれば技術や経営能力はインドネシア社会と文化から生じ得るという前提にたっていた。このため、小規模工業への融資を目的として1949年に設立されたバンク ラヤット (Bank Rakyat, BR)が51年に *Algemeene Volkscrediet Bank* (1934年設立) を吸収合併した。さらに、バンク ネガラ インドネシア (Bank Negara Indonesia, BNI) がベンテン計画実施のために設立された。工業プロジェクトへの融資のためには、バンク インドウストリ ネガラ (Bank Industri Negara, BIN) が51年に設立され、セメント、繊維、印刷などの工場設立が計画された。

小規模工業育成のためには、*Induks* というセンターを設立し、機材の取得と使用を促進し、技術的ノウハウとマーケットインフォメーションを提供するというスミトロ計画が実施された。

外国投資は、インドネシア側出資比率51%という条件があり、特定分野は国内企業にのみ留保されていたが、RUPは外国投資に対し敵対的でなく、むしろ促進的だったと評価されている¹⁰。

RUPの基本政策であるベンテン政策は1957年まで実施された。50年4月に発表された原案では、輸入ライセンス取得資格は、運転資本10万ルピア以上、事務所に従業員を有し、事業経験のあるインドネシア人の輸入業者で、資本の70%以上をプリブミが出資という厳しいものであった。

ベンテン政策が最も熱心に推進されたのは、第1次アリ サストロアミジョヨ内閣のイスカク チョクロハディスルヨ経済相の時であるが、実態的には輸入ライセンス発給は国民党 (PNI) の政治資金獲得の手段として使われた。

ベンテン (Benteng) は、城壁、要塞を意味 (インドネシア語) している。ベンテン政策の目的は、製造業に比べ少ない資本、経営資源で事業を開始でき、輸入ライセンス発給により国家が規制を行なえる輸入業で民族資本を育成し、他部門へ拡大、発展させるというものだった。そのための政策手段は、輸入

ライセンス発給、BNIの融資であった。

ベンテン政策の進展につれ明らかになったことは、ライセンスが民族輸入業者よりも政府、政党の有力者の関係者に対し発給されたこと、ライセンス取得者は輸入業を行なわず、おもに華人に転売し、BNI融資の返済が不可能になるケースも多いことだった。

民族輸入業者数は、1949年の100社から53年には7000社に急増したが、53年のスクリーニングの結果、ベンテン輸入業者は3500社に半減した。59年8月には、中央輸入事務所は、登録された民族輸入業者の90%は真正でないと推定し、55年のスクリーニングでこの推定は確認された。

ハラハップ内閣時の1956年に、ライセンスは華人を含むすべてのインドネシア国民に対し与えられることになり、民族企業育成策としての意味を失い、57年ジュアンダ内閣の時に正式に廃止された。スミトロ ジョヨハディクスマはベンテン政策に関し、後に次のように語っている。「いわゆるベンテン政策のポイントはオランダの利益に対する対抗力を作り上げることだった。私は何が起きるかについて幻想をもっていなかった。もし援助を与えれば7人は寄生虫となってしまうだろうが、それでも3人の企業家を得ることができるもの。」

事実、ベンテン計画のなかからスダルポやハシム ニンなどの民族企業家が誕生し、成長している¹²。

ベンテン政策以外のRUPの主要政策も、例えばスミトロ計画は1954年にスミトロ自身が失敗と認め、またBNIの融資による大規模工業も経営能力の不足から低操業率に悩み、外資政策も外資が実質的に流入しなかったなど、失敗に終わった。

② 第1次5カ年計画（1956～60年）

第1次5カ年計画は、1956年5月に発表され、9月に閣議承認された（第2次アリ内閣）。第1次5カ年計画は、RUPと比較するといくつかの異なった特徴がある。

まず、スミトロ蔵相が中心となり、国連の外国人専門家チームを加えた国家開発局（1952年設立）が、事前に数年間にわたる調査研究を行なったことである。発表された計画は、全体計画の形で投資額と国民所得の増加の予測を行なっていた。しかし、計画の中身は、多くの個別プロジェクトに焦点をあてており、全体計画の予測と個別プロジェクトとの関連が欠如していた。

次に、RUP、特にベンテン計画の反省とインフレ懸念から気前のよい支出政策が変更されたことがあげられる。

第3に、民間企業に対する直接的支援政策をやめ、公共企業、公共部門への投資を重視しはじめたことがある。

国民所得の目標成長率は年3%，1人当たり国民所得の目標増加率は、5年で6.5%ときわめて控え目である。

投資額は、原案で300億ルピアだったが、1957年に352億ルピアへ増額された¹³⁾。うち、政府資金が125億ルピアとなっている。その部門別比率をみると、農業13%，電力・灌漑25%，鉱工業25%，輸送・通信25%，教育・社会・情報12%となっている。しかし、56年から58年までの投資実行額の部門別内訳は、輸送・通信が34%と最大で、鉱工業と農業は共に19%となっている。これは、57年に地方の代表を集めて開催された国家開発審議会で、食糧、衣料、輸送（特に海運）を優先するという結論が出され、第1次5カ年計画に取り入れられたこと、57年のオランダ企業の接收により国内海運が混乱し、投資支出が増大したためである。

計画の目標は、民間部門での投資を維持、促進するための重要基礎工業とインフラストラクチャーを公共部門内に建設することであった。

プロジェクトのいくつかは継続的に実施されたものの、第1次5カ年計画は、1958年の地方の反乱などの政情不安、インフレの高進、57年のオランダ企業接收後の経済混乱により、59年に実質的に放棄された。

③ 8カ年計画（1961～68年）

8カ年計画は、1960年11月に原案が国民評議会に提出され、12月に承認、

61年1月より開始された。計画の作成に当たったのは、59年8月にインドネシア式社会主義 (Socialisme a la Indonesia) に適した新しい基本的な計画を策定するために組織された国家開発審議会である。モハマッド・ヤミンが議長となった国家開発審議会は、エコノミスト、経済計画官庁の代表は1人も含まれておらず、メンバーは政治的に選ばれており、経済計画作成の能力、経験を欠いていた。しかも、計画は性急に作成された。

8カ年計画は、プロジェクトAカテゴリーとBカテゴリーに二分されているのが特徴である。Aカテゴリーは、農業、工業、電力、輸送、教育、衛生・住宅・福祉、法律、特殊プロジェクトなどの335の開発プロジェクトを含み、総投資額は2400億ルピアとなっている。一方、Bカテゴリーは、Aプロジェクトに必要な資金を供給するためのプロジェクトである。具体的には、石油、銅、木材、漁業など天然資源を外国企業に利益を50%ずつ分与する方式で開発、輸出させ、外貨を獲得する計画であった。

投資資金計画は、国民の犠牲を避けるという観点から国内調達を含めた堅実な計画は作成されず、このように外国投資と外国援助に依存する形で開始された。国内資金の動員については、その後、提起され、1961年には、政府職員が給与の10%を指定銀行に預金するという「指導された貯蓄計画」が導入された。しかし、実態的には、通貨増発により国内資金の調達が行なわれた。

Aカテゴリーの投資額でみた部門別比率は、農業11.1%，鉱工業27.4%，電力5.9%，運輸・通信24.6%，教育・研究7.9%，衛生・住宅・社会福祉3.4%，法律0.8%，特別プロジェクト12.5%，その他6.3%となっている。鉱工業の業種別の内訳は、繊維が最も大きく鉱工業全体の39.6%を占めている。続いて精糖が7.6%，セメント5.9%，化学肥料5.2%，製薬3.3%，製紙3.3%となっている。このように、工業、特に繊維を重視しており、1960年に開始されたサンダン、パンガン（食糧、衣料）計画が反映している。

1960年末に大統領令26号が公布され、Aカテゴリーのなかのプロジェクトが優先的に実施されることになった。さらに、基礎工業鉱山省は、次の10P

プロジェクトを61年に実施すると発表した。(イ)肥料(パレンバン), (ロ)レーヨン(パレンバン), (ハ)高炉(パレンバン), (ニ)製鉄(チレゴン), (ホ)ガラス(シャカルタ), (ヘ)過リン酸肥料(チラチャップ), (ト)製紙(マカッサル), (チ)製紙(アチュ), (リ)セメント(マカッサル), (ヌ)肥料(スラバヤ)。

これらのうちいくつかのプロジェクトは外国援助(チラチャップの過リン酸肥料, チレゴンの製鉄はソ連)により建設を開始したが, 1965年までに完成したプロジェクトはなかった。

8カ年計画は, インフレの高進, イリヤン解放政策と, マレーシア対決対策のための軍事支出増, アジア大会のための支出などにより, 1962年, 63年以降の実施は困難となった。

(4) その他の産業政策

① 外資政策

オランダの植民地支配, 日本の軍政, 4年間の独立戦争という歴史から, ナショナリズムは強烈だったものの, 1950年代前半の外資政策は, 外資に対しては決して敵対的なものではなかった。

RUPは, 前述のとおり, インドネシア側マジョリティと特定業種の民族投資を促進しようとしていた。

1953年には, 外国投資法草案が作成された。同草案は, 56年に修正のうえ閣議で承認され, 58年に議会で承認されたが, 59年にスカルノ大統領により破棄された。

同法の概要は次のとおりであり, 外資に対し寛大でも, 敵対的でもなかつた。(イ)外資マジョリティを認めるが, 合弁事業にプライオリティをおく, (ロ)公共事業, 一部の鉱業, 通常インドネシア国民により営まれる事業を含む特定の分野は外国投資を禁止する, (ハ)利益送金を認める。なお, 同法により, 1958年に外国投資庁が設立されている。

しかし, 外資法は制定されたものの政府の外国投資誘致への努力は, 1953

年以降、熱意が失われていく。インドネシア経済の困難な状況は、外国の経済支配のためであると非難する傾向がでてきたためである。

1957年のオランダ企業接收以後、マレーシア対決政策時のイギリス、マレーシア企業(エstate、保険会社)接收、65年の一部アメリカ、ベルギー企業接收と「指導された経済」期は反外資的な政策が展開された。

1949年から65年までの外国投資流入はきわめて不活発であった。50年から65年までの純民間投資累計額は4億5000万ドルと推定されている¹⁴⁾。

また、1956年から65年までの直接外国投資額は8400万ドルで、すべて外国石油企業によるものであった¹⁵⁾。8カ年計画のBカテゴリー・プロジェクトのあるものは、外国企業との生産物分与契約での実施を計画しており、62年から65年に7200万ドルの外国資金融資が約束されたが、実行されたのは1200万ドルにすぎなかった。

② オランダ企業接收

西イリヤンのインドネシアへの割譲を求めたインドネシアの決議が、1957年11月に国連で否決され、12月に入るとオランダ企業で労働者のストライキが開始された。オランダ系の国内海運会社KMKでは労働者が経営権を奪取し、その後2週間、軍の監督の下で、オランダ人経営者の追放が進められた。

オランダ企業の接收は突然開始され、政府も驚愕したといわれている。「恐らくスカルノ大統領とその取りまきの若手リーダーの胸の中を除いて」(グラスバーナー)何ら事前計画のなかったオランダ企業接收は、産業政策とは言い難いが、その影響の大きさからここでとりあげた。

ジュアンダ内閣は接收に対し、支援・抵抗もしなかったといわれる。軍と労働者の行動に対する世論の批判もほとんどなく、政府は接收を進めさせるほか選択肢はなかった。接收された企業は、軍の管理化におかれ国有化された。この結果、農園生産の9割、外国貿易の6割、銀行、鉱業、海運などがインドネシア化された。

オランダ企業の接收は、接收後の経営能力の不足から、経済を混乱させ、

スカルノ政権末期の破産的経済状態の原因となった。58年の実質国民所得は前年比13%のマイナスとなり、生産、流通、輸送の混乱を招いた。経済政策面では、民間外国投資はインドネシア経済に貢献するという思想に終止符をうち、政府が経済に直接介入する途を開いた。

その他、1959年5月には、農村地域では流通業から外国人（実態的に華人を対象）を締めだすことを目的とした、政令10号が公布され、60年1月より実施された。流通業の民族化を意図した政策である。政令は軍の監督下で実施されたが、外国人に代わるべき村落協同組合は、経営能力、資金などの点で十分に機能せず、村落に加え都会でも消費物資の不足が顕在化した。サンダン、パンガン（食糧、衣料）計画が始められた背景には、このような事情があった。

2. 新秩序期の産業政策

本節では、1966年3月にスハルト将軍が実権を掌握してから現在までの、新秩序期（Orde Baru）の産業政策を概観する。

新秩序期は、経済概況とその時期の産業政策の方向から次のように三つの時期に区分できる。即ち、旧秩序期の混乱からの経済建て直し、安定がはかられるとともに、西側からの外国援助受入れと外資導入により急速な回復のみられた時期（1966～73年）、石油価格の急騰により石油会社税収入が急増したことによる財政収入の膨張により野心的な開発計画の推進が可能になるとともに、産業政策にナショナリズム色が強く反映した時期（1974～82年）、石油価格の低迷により国家財政、国際収支の両面で危機に直面、国内経済も長期不況に苦しみ、経済の石油依存のは是正、ハイコスト・エコノミーからの離脱を目的に構造改革政策が打ち出された時期（1983年以降）である。

若干のズレはあるが、以上の時期の区分は、各5カ年開発計画の時期区分とほぼ重なっており、以下では、(1)安定復興期、即ち1966年から68年および

第1次計画期(1969年4月～74年3月), (ロ)オイルボナンザ期, 即ち, 第2次計画期(1974年4月～79年3月)と第3次計画期(1979年4月～84年3月), (イ)構造改革期, 即ち第4次計画期(1984年4月～89年3月)および現在施行中の第5次計画期(1989年4月～93年3月), に区分して概観したい。

(1) 安定復興期

① 1966～68年

1966年3月11日に, スカルノ大統領から実権を委譲されたスハルト陸軍中将は¹⁶, スルタン・ハメンクブオノ侯を経済・財政・工業問題調整大臣に任命し, インドネシア大学経済学部のエコノミストたちを経済顧問団とし, 混乱状態に陥った経済の再建を開始した¹⁷。IMFミッションの助力を得て, 顧問団は68年に経済再建戦略をまとめた。それによると, 経済再建は, 安定, 復興, 開発の3段階で進められ, 四つの短期目標, 即ちインフレ鎮静, ディコントロール, 対外債務のモラトリウムと新規借り入れ, 新外資政策の策定, を実現するために2カ年安定計画が立案された。

当時の経済状態について, レプリタⅠでは, 次のように記述している。

「過去10年間, 経済は政治の従者であった。合理的な経済原則は無視され資源は浪費された。その直接的結果は, 年々加速するハイパーインフレーションを伴った経済の崩壊であった。食糧, 繊維, 生産手段, 原料, パーツなど物不足が著しかった。灌漑システム, 空港, 港湾, 通信施設(のメインテナンス)は, 無視されていた。」

こうした状況下で, 新政権は, (イ)対外債務, (ロ)インフレーション, (イ)財政破綻, (エ)工業生産, 輸送, 貿易など経済活動の停滞, の四つの問題に直面していた¹⁸。

1965年12月末時点の対外債務は, 長期債務が21億8100万ドル, 短期債務が1億7700万ドル, 合計すると23億5800万ドルとなっていた。うち, 14億400万ドルが社会主義圏からの借り入れである。66年のデットサービス, 5億3000万

ドルに対し、同年の輸出は4億3000万ドルと推定されており、返済不可能は明らかだった。このため、モラトリアムとリスケジュールを求めて、スルタンが日本を、アダム・マリク外相がソ連、東欧を、外務省高官がオランダおよび他の西欧諸国を66年5月に訪問した。リスケジューリングは、66年中に合意に達し、69年まで毎年再交渉が続けられ、最終的に返済期間は70年から30年以上という条件で合意に達した。1億7000万ドルの新規緊急融資も日本など西側諸国から66年に行なわれた。67年には、西側諸国によるコンソーシアム（後のIGGI）が結成された。日本、アメリカ、その他諸国と国際機関が3分の1ずつ必要額を負担することが合意され、国際収支バランス、プロジェクト実施、食糧供給などに必要な外国援助が毎年供与される体制が出来上がった。

消費者物価指数（ジャカルタ市）の上昇率は、1962年158%、63年128%、64年135%、65年595%、66年636%と急激に高まり、ハイパーインフレーションの様相を呈していた。インフレーションの主因はスカルノ政権下の放漫財政である。65年の財政赤字額は1兆3000億ルピア（旧レート）に達しており、赤字を通貨増発で補填したため、通貨供給量は、前年比385%増の2兆9824億ルピアとなっていた。

このため、1965年12月には旧1000ルピアを新1ルピアとするデノミを実施し、66年5月にはオーバードラフトと新規貸付をすべて中止するなど、銀行貸出しに対する規制を強めるとともに貸出金利を月15~20%に引き上げるなど強烈な金融引締策を実施した。

財政面では、スカルノの特別プロジェクトの停止により、支出を削減するとともに、税収の強化がはかられた。1967年2月には公共料金の大幅引上げが行なわれた。66年末には、緊縮財政と外国援助により収支を均衡させた67年度予算が発表されている。金融、財政面でのこのような緊縮政策により、消費者物価指数上昇率は、67年171%、68年125%、69年12%と急減し、インフレは急速に鎮静化した。

工業生産は、輸入原材料の不足などから生産能力の20~30%に減少してい

た。米の生産は順調だったものの、農園作物の生産は停滞あるいは減少していた。海運、鉄道など輸送部門、道路などインフラストラクチャーは設備老朽化、メインテナンスの悪さから能力が低下していた。

輸出は、1960年の8億8100万ドルから65年には4億5000万ドルに漸減していた。このため66年5月20日には、輸出促進のため、BE (Bonus Export) 制度（後述）が導入された。

このように、金融引締め、緊縮財政導入、債務返済繰延べと新規援助受入れなどにより安定を実現する一方、外交面では、マレーシア対決政策の終了（1966年）、国連、IMFなど国際機関への復帰により、対外イメージの向上と体制固めを進め、経済政策の目標は68年を境に、安定から復興へと重点を移した。

1967年以降、関税保護による国内産業の復興がはかられ、道路、港湾の修復に資金が割り当てられた。また、華人に対する攻撃、圧力を中止するための方策がとられた。金融も徐々に緩和された。

1969年4月からは、レプリタⅠがスタートし、開発の段階に進むことになるのだが、レプリタⅠを概観する前に、安定復興期の産業政策についてふれたい¹⁰⁰。この時期の産業政策は、(イ)産業育成を目的とした外資導入のための基盤整備と、(ロ)BE制度による輸出促進が主なものである。

外資導入のための基盤整備は、まず、接収したオランダ資産の補償と返還協定交渉から開始された。オランダとの交渉は、1966年9月に補償額1億6700万ドルで合意に達した。66年12月には、その他の諸国と合意に達し、70年までに100の資産が返却された。スタンバック、カルテックスなど3石油会社の政府管理令も66年12月に撤回され、67年には、ユニレバー社が返還された。

1967年には、外国投資法（1967年法第1号）が制定され、翌68年には国内投資法（1968年法第6号）が制定された。

1967年外国投資法は、投資禁止業種、優遇業種、事業期間、利益・配当送金を制限しないこと、国有化を行なわない保証、税制上の優遇措置を規定している。100%外資出資を認め、禁止制限業種は国防、公共事業に限定するな

ど非常に開放的な外資法といえよう。優遇の対象となっているのは、(イ)外貨獲得、(ロ)輸入軽減、(ハ)雇用吸収、投資効果が早い、案件で、インドネシア資本との合弁は優先審議となっていた。

外国投資管轄機関は、PTPM (Panitia Teknis Penanaman Modal, 外国投資技術委員会) で、1967年にPTPMは22件の外国投資案件を認可した。うち5件は返還企業の新規投資、7件は外資100%出資である。

次に、輸出促進策としてのBE制度についてふれたい。BE制度は、1966年2月に導入され、同年5月に拡充、10月に手直しされ、67年7月には、3カテゴリーから2カテゴリーに簡素化され、70年4月に廃止された。BE制度では、輸出業者は輸出で獲得した外貨を商品カテゴリーにより異なる一定の比率で、BE証書で受領する。BE証書は、通常レートより有利なレートで輸入業者に売却できる。輸入業者は、輸出業者から直接あるいはジャカルタに組織されたマーケットでこの証書を購入する。政府機関も輸入に必要な外貨は67年3月からこのマーケットで調達しなければならなくなつた。

輸出商品は、3カテゴリー、即ち、カテゴリーI（市場の確立した一次產品で輸出の75~80%を占める）、カテゴリーII（市場が未確立の一次產品）、カテゴリーIII（ハンディクラフトと製造品）に分けられている。BE制度の適用できる比率は、1966年2月の導入時点でカテゴリーIが10%，カテゴリーIIが15%，カテゴリーIIIが50%だったが、67年5月に、それぞれ20%，60%，100%に拡充されている。67年7月には、カテゴリーIはカテゴリーAに、カテゴリーII、IIIはカテゴリーBに再編された。66年2月の交換レートをみると、BEレートは、1ドル=43ルピア、BEレートの適用とならない輸出商品はカテゴリーIが13.3ルピア、IIが14.95ルピア、IIIが26.5ルピア、となっている。

DP(Devisa Pelengkap、補完外貨)レートは、輸出チェックプライスが設定された商品をチェックプライス以上の価格で販売した時に、その超過分に対し適用されるレートで、1966年2月時点で1ドル=45ルピアであった。

② レプリカ I

1968年6月に第1次開発内閣が組閣され、経済顧問団のリーダーだったウイジョヨ・ニティサストロが国家開発企画庁（BAPPENAS）長官に就任、レプリタIの策定を行なった。

レプリタI期の経済の特徴は、第1次から第4次までのレプリタのなかで最も高い平均GDP成長率8.8%を記録するなど、経済が急速に回復したことである。特に、工業は年平均成長率13.0%を達成した。60年代末の経済混乱が收拾され、国際的信認も回復したことを背景に、工業部門では、(イ)外資による消費財生産工業を中心とした輸入代替型の投資が急増したこと、(ロ)輸入原料、パーツの不足などにより20~30%に低下していた操業率が、その原因の解消に従い上昇したこと、が高成長の理由としてあげられる。

産業政策面では、1966~68年に比べ、ナショナリズム的色彩が強まりはじめたことがあげられる。以下、レプリタIの概要および主要産業政策を紹介する。

レプリタIの開発目標は、次の6項目に簡潔に設定されている。(イ)食糧、(ロ)衣料、(ハ)インフラストラクチャー改善、(ニ)住居、(ホ)雇用機会の拡大、(ヘ)精神的厚生である。農業、工鉱業、インフラストラクチャーの相互に依存する3部門を戦略部門とし、農業部門の近代化により経済の後進性を除去するという開発戦略に基づき、特に農業を重視している。即ち、食糧増産は、(イ)食糧価格の安定により物価水準を安定させ、(ロ)米の輸入の減少により外貨節約にも寄与する。また、農業生産の増加は工業部門の市場を拡大し、最大の雇用吸収部門である農業の発展によりインドネシア国民の所得の増大が可能となるとしている。

工業部門の計画は5年間を1969、70年度と71~73年度の2段階に分け、69、70年度を修復と設備の使用促進の時期とし、71~73年度を拡大発展の時期としている。重点が置かれているのは、(イ)農業に必要な機器を生産し、農産物を加工することにより農業を支援補足する工業、(ロ)輸入代替工業、(ハ)国産原料加工工業、(ニ)労働集約型工業、(ホ)地方経済開発を促進する工業である。具体的には、(イ)肥料、セメント、化学、(ロ)繊維、(ハ)パルプ、紙、印刷、(ニ)製薬、

(ホ)小規模・家内工業, (ヘ)金属機械機器, インフラストラクチャー関連工業, に焦点をあてている。投資額でみても肥料, セメント, 化学は工業部門への投資の45.7%を占め, 最も重視されている。

なお, 目標成長率(年平均)は, GDPが5%, 工業が17%となっている。レプリタⅠの工業計画では, 輸入代替産業を関税政策, 税制上の優遇措置, 金融政策などのポリシーミックスにより育成することに最も重点をおいており, 保護政策が明瞭に表われている。例えば, 1971年のインドネシアの製造業の実効保護率は, マーク・ピットの計測によると, 84業種のうち, 26業種が100%以上となっており, 8業種は負の付加価値を生産していた。また, 輸入品と競合する業種の実効保護率は, 平均で66%となっていた²⁰⁾。

関税保護に加え, 1970年4月には操業を開始した地場産業の保護を目的に, 輸入禁止品目を4品目からテレビ, ラジオ, GIシート, 電球, タイヤなど14品目に増加した。

投資政策でも国内産業の保護を目的として禁止業種を増加するとともに, 優遇措置の適用を優先度の高い業種に対し適用する方針を明らかにするなど選別色を明らかにした。

選別的政策が初めて発表されたのは1970年8月で, 外資法, 法人税法の改正により法人税免除措置の適用が特定優先産業分野にのみ制限され, 適用の条件が付された。さらに, 71年2月には, 法人税免税の適用対象産業として農業農林水産関連工業など14産業が決定された。

一方, 投資禁止業種は, 1970年11月と71年2月に, 塗料, 釘, ネジなど軽工業39業種が外資参入禁止業種に指定されている。70年12月には亜鉛鉄板, 71年5月には冷蔵庫, エアコンへの投資認可の中止が発表された。

また, (イ)地場産業との合弁, (ロ)労働者の技術研修, (ハ)利潤の再投資を従来以上に要求することが決められ, 規制色が強まった。

1970年4月には, 商業大臣決定314号により, 外資のインドネシア国内の商業活動が禁止され, 外資は自社の生産に必要な資機材の輸入と自社製品の輸出のみが認められることになった。

なお、1973年6月に、PTPMが改組され、投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal, BKPM)が設立され、制度面の整備が行なわれた。

輸出政策面では、1970年3月に自由貿易地域基本法、サバン自由港自由貿易地域設置法が公布され、70年4月に複数為替レート制度の廃止と輸出により獲得した外貨の中銀への集中、輸出商品カテゴリ一分類の廃止など輸出制度の簡素化が行なわれている。71年4月には、輸出振興機関として輸出振興庁(Badan Pengembangan Ekspor Nasional, BPEN)が設立されている。

(2) オイルボナンザ期

ここではレプリタII期とレプリタIII期、即ち、1974年4月から84年3月までの産業政策を考察するが、レプリタI期末期に発生したジャカルタ反日暴動(以下、マラリと略)およびその産業政策に対する影響も対象とする。一方、83年3月のルピア切下げ以降、相次いで発表された経済政策については、(3)構造改革期でとりあつかうこととする。

オイルボナンザ期の産業政策に影響を与えたのは、(1)オイルボナンザ、即ち1974年と79年の2度の石油価格の急上昇と、(2)74年1月のマラリであり、ともに産業政策のナショナリズム色を強める効果をもった。インドネシアの石油輸出価格(ミナス原油)は、中東戦争に対応するOPECの決定に従い、74年4月にバレル当たり3.73ドルから11.70ドルに引き上げられ、79年12月にも同じく15.65ドルから25.50ドルに上昇した。最高レベルは81年1月の35ドルである。

石油輸出価格の急上昇にともない、インドネシアの石油輸出額は1973年度の17億800万ドルから74年度には51億5300万ドルに201.7%増加した。また、79年度には前年度の68億5800万ドルから109億9500万ドルに60.3%増加している。さらに80年度には151億8700万ドル、81年度には164億8200万ドルとピークに達した。

また、石油ガス歳入は1973年度の3822億ルピアから74年度には9572億ルピ

アに150.4%増加し、政府貯蓄(国内歳入から経常支出を差し引いた部分で外国援助とともに開発支出を構成する)も、2544億ルピアから7376億ルピアに189.9%増大した。79年度は、78年に通貨が切り下げられたこともあり石油ガス歳入4兆2596億ルピア、政府貯蓄2兆6350億ルピアと前年度の2兆3087億ルピア、1兆5224億ルピアから増加している。

オイルボナンザ、即ち石油価格の急上昇による輸出収入と国家歳入の急増のインドネシア経済および産業政策に対する意味あいは次の3点に整理できよう。(イ)開発予算規模が急激に拡大し、大型プロジェクトの計画と実施が可能となったこと。資本集約的、輸入財依存型の野心的な重工業プロジェクトが第1次オイルボナンザの際にはプルタミナにより実施され、レプリタIII期にも大型プロジェクトが相次いで計画され、川上部門の輸入代替工業化が進められた。しかし、コスト、効率性、国際競争力など大型プロジェクトの経済性評価は厳しく行なわれない傾向があった。(ロ)石油輸出収入の急増は石油輸入国からの購買力の移転を意味しており、1974年から81年までのGDP年平均成長率は7.5%を記録するなど、インドネシア経済は高成長を続けた。工業生産も81年までは順調に増加を続け、市場拡大見通しと財政的余裕を背景に、強気の需要予測に基づき特に79年以降、国産化計画が強化された。(ハ)72年以降70年代は2桁台の物価上昇が続いたにもかかわらず、石油輸出増大による貿易収支の黒字から為替レートは71年以降78年の切下げまで対1米ドル当り415ルピアで固定されてきたため、輸出工業および輸入代替工業の価格競争力を弱体化した。インドネシアの工業製品が価格競争力をもちうる為替レートが設定されたのは83年(702.5ルピアから1644ルピア)と86年(1126ルピアから1644ルピア)の2回の切下げを経てからである。

1974年1月15日に勃発したマラリは、インフレ、汚職、貧富の格差拡大、外資と結びついた華人系企業の躍進と伝統的地場小企業の没落など、開発とともに生じた問題に対する国民の広範な不満が背景にあったが、本質的には軍内部の権力闘争の一形態とみられている。マラリは国軍により鎮圧されたが、日本車焼き打ちやトヨタアストラビル襲撃など反外資の高まりに直

面し、政府は1月22日に大統領声明を発表、官吏のぜいたくの戒め、完成車の輸入禁止、外資系企業のインドネシア化政策を打ち出した。マラリ以降の産業政策は、外資規制の強化にみられるようにナショナリズム色を強め、プリブミ優先政策、小規模工業政策など、これまでの開発で取り残された階層に対する配慮を前面に出してきている。

オイルボナンザは国家による大型工業プロジェクトの計画、施行、国産化政策の強化、マラリは外資規制強化、プリブミ優先政策とともに産業政策のナショナリズム色を強める要因となったといえる。

① レブリタII

レブリタII期の年平均GDP成長率は7.2%とレブリタI期より低いものとなった。その原因是、第1次石油危機後の先進諸国の景気後退に加え、国内的には、(イ)レブリタI期に混乱からの自律的回復過程が終了したこと、(ロ)最終消費財中心の第1次輸入代替が終了したこと、(ハ)ブルタミナ危機の発生、(二)、(イ)と(ロ)に併せマラリ後の外資規制強化から外国投資が低迷したこと、があげられる。

産業政策面では、ナショナリズム色がさらに強まったことが指摘できる。

レブリタIIは、マラリの直後の1974年4月から実施に移された。目的は、第1に社会の全構成員の生活水準と厚生の改善であり、次に開発の次の段階のための堅固な基礎づくりとなっている。レブリタIで未解決の問題、例えば雇用機会の増加、事業機会の拡大、開発の利益の公平な分配、市場構造の歪みの是正、地方の経済成長の加速化、などの解決に注意を払うとするなど、開発から取り残された階層に対し配慮がなされている。

開発の基本目標は次の五つである。(イ)大衆が容易に購入できる形での食糧と衣料の供給、(ロ)建築資材と関連施設の供給、(ハ)インフラストラクチャーの拡張と改善、(二)厚生的利益のより公平な分配、(ホ)雇用機会の拡大。

年平均成長率は7.5%（実績7.2%）となっている。

工業については、レブリタIで農業を支援する工業、レブリタIIでは原料

第1表 レプリタIIの部門別目標成長率と構成比の変化

(%)

セ ク タ ー	構 成 比 (1973/74)	平均成長率	構 成 比 (1978/79)
農 業	40.1	(4.6)	35.0
鉱 業	9.6	(10.1)	10.8
工 業	9.8	(13.0)	12.6
建 設	3.8	(9.2)	4.1
運輸・通信	4.1	(10.0)	4.6
そ の 他	32.6	(7.7)	32.9
G D P	100.0	(7.5)	100.0

(出所) レプリタII。

を基礎資材に加工する工業、レプリタIIIでは基礎資材を製品に加工する工業、レプリタIVでは工作機械を製造する工業を育成するという長期開発計画が打ち出された。

レプリタIIの工業開発の目標は、(イ)雇用拡大、(ロ)食糧、衣料を含む社会の必要とする商品および住宅建設のための建築資材、他の産業部門に必要な商品の供給、(ハ)工業製品の輸出および従来輸入されていた製品の国内生産による外貨の獲得および節約、の3点である。

また、民間部門の役割が強調され、国家はインフラストラクチャーの整備と工業の発展を導くような環境の創出に注意を向けるとともに、民間企業の能力を超えている場合、あるいは民間資本の参入が期待できない場合に、国家が投資を行なうとしている。

インフラ整備については、レプリタII期間中に、ジャカルタ、チラチャップ、スラバヤ、メダン、バタム島に工業団地を建設することが明らかにされた。

また、外資政策面では、外資への依存を継続させず、外資は国益を害さないかぎり工業開発に利用されるとし、外国企業に対するインドネシア人労働力の訓練の義務化を明らかにした。

工業部門の全体の年平均成長率は13%であるが、業種別には繊維が53.1%

と最も高く、続いて木材加工38.0%，金属30.0%，非金属鉱物24.1%，製紙23.4%，ゴム製品21.1%，皮革18.2%，食品12.0%などとなっている。なお、工業部門の成長率実績は11.5%であった。

レプリカII期の外資政策は、インドネシア化が資本構成、雇用面で強く打ち出されるとともに、投資可能分野に関する選別政策を強化し高度技術・大資本を使用する川上部門が優先分野とされた。

マラリから1週間後の1974年1月22日に次のような新ガイドラインが発表され、以降10年間継続する規制色の強い外資政策の基本となった。

- ①既存外資企業は一定期間内にインドネシア側出資比率を51%とする。
- ②現状で供給が十分とみられる分野、プリブミのために留保される分野は外国投資を認めない。
- ③免税期間および輸入税免税のような優遇措置は縮小する。
- ④新規外国投資のパートナーはプリブミでなければならない。

国内投資についても次のガイドラインが明らかにされている。

- ①投資金融はプリブミ企業にのみ与えられる。
- ②ノンプリブミ企業によって所有される国内企業は株式の50%を資本市場を通じプリブミ企業に売却しなければならない。
- ③プリブミとノンプリブミの国内投資の出資比率は順次50%：50%となるようとする。

その後の外資政策をみると出資比率のインドネシア化については、1974年9月に資本構成に関するBKPM通達が発表され、外資企業は10年以内にインドネシア側持株比率を51%以上に引き上げること、が決定された。

雇用のインドネシア化については、すでに1973年6月に工業省が繊維の合弁企業に対し、職種ごとに許容される外国人専門家の人数を示し、インドネシア人技術者との交代計画を提出することを求める通達を出している。

1974年4月には、外国人の雇用制限に関する大統領決定が発表され、外国人就労を禁止する職種、インドネシア人の教育訓練によりインドネシア人が就労できるまで一定期間外国人就労を認める職種、一定期間外国人就労を認

める職種の3職種に職種が分けられることになった。さらに、インドネシア人の教育訓練のための課徴金として外国人就業者1人当り月100ドル(1983年に400ドルに引上げ)が外国人が就労期限を超えて就労した場合に課されることになった。

投資可能分野については、1974年9月に外資、内資の活動分野について、(イ)最優先分野、(ロ)税制上の優遇措置を受けられる投資可能分野、(ハ)税制上の優遇措置をともなわない投資可能分野、(二)禁止分野、の4分野に分けることが決定された。さらに、74年には外資の新規参入禁止分野が追加され、アセンブリー産業についても選択的認可が行なわれるようになった。

1974年9月の決定に基づき、77年2月にはDSPリスト(Daftar Skala Prioritas、投資優先業種リスト)が公表された。77年DSPリストは、(イ)最優先分野(254品目)、(ロ)一般優先分野(115品目)、(ハ)開放分野(32品目)、(二)閉鎖分野(366品目)の4分野に業種を分類、閉鎖分野が48%を占めた。優先分野は、(イ)原料、部品生産、(ロ)高度技術、大資本を要する組立産業向けコンポーネント生産、(ハ)リスクの大きい事業、(二)輸出品生産、(ホ)雇用機会の大きな事業、(ヘ)地方開発に寄与する事業で、輸入代替型の消費財生産、アセンブリー部門を閉鎖し、川上部門への投資を促進する狙いをもっていた。プリブミ政策については、次のように規定している。(イ)ノンプリブミが合弁企業に参加する時はプリブミと共同参加とする、(ロ)インドネシア側資本構成はプリブミの出資比率が75%以上、あるいは50%:50%でも経営をプリブミが掌握していること。

1977年10月には、投資手続きの簡素化と集中化が行なわれ、BKPMの権限が強化されワンストップセンター・サービス機能をもつことになった。これにより、申請から認可までの期間は、14カ月から14週間に短縮されることになった。

インドネシア化を目的として外資規制政策のうち、雇用面での規制は厳しく実施され、出資比率規制も実施の努力が行なわれたが、外資政策に関わるプリブミ政策は完全には実施されなかった⁴⁰⁾。

貿易政策では、1975年4月以降、3次にわたり輸出振興策が発表されている。まず、75年4月にドローバック制度が導入された。原材料輸入に課された輸入税、輸入品販売税をその原材料を用いて生産した製品の輸出に際し還付するというもので、原材料輸入後5カ月以内に製品輸出が行なわれた場合に適用された。

1976年4月には次のような非石油輸出振興パッケージが発表された。(イ)輸出税減免、輸出印紙税廃止、(ロ)輸出品に対する地方自治体による公課の廃止、(ハ)輸出金融金利の引下げ(15%から12%へ)と貸出枠の拡大、(二)港湾賦課金の軽減、(ホ)輸出加工区の設立、(ヘ)ニューヨーク、ロンドンに貿易センター設置、(ト)特定品目の品質基準設定。

1978年11月のルピア切下げにともない、1000品目の輸入関税の50%引下げ、輸出品の生産に必要な輸入関税と輸入販売税の減免とあわせ、SE制度(Sertifikat Ekspor、輸出証書)が導入された。SE制度はドローバック制度を拡大、標準化したもので、輸出品目ごとに標準輸出価格(チェックプライス)と標準輸入部品価格を設定、これに基づいて一定の製品輸出額に対し払戻し額を決定、輸出証書(SE)を発給するというものである。同制度は特に織維製品の輸出に効果を發揮したが、アメリカのクレームにより86年11月に廃止された。

輸入政策では、1977年1月と4月にすでに国産化されている品目(織物、ボリエステルファイバー、麻袋、鉄筋など)の輸入制限が発表されている。

小規模工業政策が本格的に取り組まれるようになったのもレプリタII期である。レプリタI期にも、PT ASKRINDOが1971年に設立され、74年にはKIK(小規模工業設備資金融資)が創設され、BIPIK(小規模工業指導振興事業)が開始されている。これらに加え、78年には小規模工業総局が工業省に設置され、79年には投資金融(Kredit Kelayakan)が創設され、小規模工業団地(LIK, PIK, SUK)の建設が開始された。セントラ(小規模工業普及センター)、UPT(技術サービスユニット)の設置、政府調達に当たっての小規模企業への優先発注なども開始された。

その他、注目すべき産業政策は、商業車、オートバイの国産化計画の発表である。これは、1976年8月の工業大臣決定307号によるもので、84年までにエンジン、パワートレインを含め、完全国産化を達成するという計画であった。内容は、Deletion Program というもので、商業車の場合、5トンまでの商業車を3カテゴリーに分け、カテゴリーごとに国産化すべき部品とそのスケジュールを提示している。国産化計画は、技術水準、関連産業の成長状況など実態を無視したもので、79年、81年、87年に見直しが行なわれている。

② レプリタIII

レプリタIII期は、第2次オイルボナンザにより好景気が続いた1981年までと世界不況にともなう一次產品市況の低迷、石油価格の低下から不況が始まった82年以降に二分される。5年間の平均GDP成長率は6.1%であるが、79年から81年までの年平均成長率は8.0%と高く、82年、83年は3.2%に急落している。

経済政策も1983年以降は石油価格下落による国際収支と国家財政の二つの危機に対応した構造改革政策がとられ、85年、86年からは石油依存経済構造の改革に政策の目的を移してきており、82年以前と性格を変えている。83年以降の産業政策は、(3)次項の構造改革期でみることにし、ここでは82年までの産業政策を主に対象とする。

1979年4月に開始されたレプリタIIIの目的は、(イ)国民の生活水準、技能、福祉の向上、(ロ)次の発展段階のための強固な基盤づくり、である。さらに、三元開発政策として、(イ)開発とその成果の公平な分配と社会的公正の実現、(ロ)高度経済成長の実現、(ハ)健全かつ躍動的な国家の安定が定められた。特に、重視されている公平については、公平への八つの道として、(イ)庶民の衣食住の公平、(ロ)教育および医療の機会の公平、(ハ)所得分配の公平、(ニ)就業機会の公平、(ホ)企業活動の機会の公平、(ヘ)開発に参加する機会の公平、(ト)地方開発の公平、(カ)公平な取扱いを受ける機会の公平、が掲げられている。

三元開発政策のなかでは、経済開発が最も重視され、GDP目標成長率は年

第2表 レプリタIIIの部門別目標成長率と構成比の変化
(%)

セクター	構成比 (1978/79)	平均成長率	構成比 (1983/84)
農業	31.4	(3.5)	27.2
鉱業	17.9	(4.0)	15.9
工業	10.2	(11.0)	12.6
建設	4.9	(9.0)	5.5
運輸・通信	4.6	(10.0)	5.4
その他	31.0	(8.1)	33.4
GDP	100.0	(6.5)	100.0

(出所) レプリタIII。

間平均6.5%（実績6.1%）と設定されている。

工業部門の目標成長率は11.0%（実績9.5%）である。レプリタIIでは、原料を加工する工業に重点をおいていたが、レプリタIIIでは原料を加工し製品とする工業に重点を置いている。工業開発の目標は次の四つである。(イ)雇用、事業機会の拡大、(ロ)大衆向けの消費財生産、(ハ)国内需要向け生産、国産原料を用いた製品の輸出、(ニ)農業部門の発展を支援する工業の発展。部門別の成長率は、戦略的工業（鉄鋼、輸送製品、化学原料、建設資材など）14.5%，消費財工業・補助工業10.7%となっている。

工業政策は、(イ)平等志向型工業計画と、(ロ)成長志向型工業計画に二分されている。

平等志向型工業計画は、(イ)大衆の必需品を生産する工業（食品加工、衣料、建築資材、教育用品）、(ロ)農業支援工業（農業機械、農薬、皮革、木材など）、(ハ)簡易化学工業（ガス、ガラス、製ビン、製塩など）、(ニ)大衆消費財、零細、農村工業、が含まれている。下請け工業、小規模工業の育成もこの計画に含まれている。

成長志向型工業計画は、基礎化学工業、基礎金属機械工業、輸送機械工業を対象としている。基礎化学工業は肥料、セメント、板ガラス、パルプ、製紙、塩素、アルカリ、タイヤ、ゴムなどの業種を含んでおり、基礎金属工業

は、鉄鋼、非鉄金属、ディーゼルエンジン、工作機械、建設機械、輸送機械工業は二輪車・四輪車の国産計画、造船、航空機をカバーしている。成長志向型工業計画ではオレフィンセンター、アロマティックセンターなどの石油化学プロジェクト、化学肥料、鉄鋼などの野心的なプロジェクトが計画されている。

レプリタIIIの工業開発計画の特徴は、第2次オイルボナンザによる豊富な開発資金を背景に重化学工業部門に対する国家資金の投資による、第2次輸入代替工業化を計画したことと非石油工業品の輸出振興を打ち出したことである。

レプリタIII期の産業政策の特徴は、国内産業保護を目的とした輸入規制が強化されたことである。まず、国営のクラカタウスチールの保護を目的とした集中購買制が1980年から実施された。同社を鉄鋼流通センター(Pusat Pengaliran Besi Baja, PPBB)に指定し、指定品目の独占輸入を認めるもので、線材等の2次メーカーは国際価格に比べ30%程度高いビレットをクラカタウスチールから購入することを義務づけられた。集中購買制対象品目は、その後、鉄鋼の多くの品目に加え、プラスチック原料、綿花などに拡大された。

次に、1982年に総代理店規制(Agen Tunggal, AT)が導入された。自動車関連産業、重機械、電子機器、家電の4業種を対象に1業種1代理店制とし、代理店の整理統合によりコンポーネント輸入の専門化をはかり、コンポーネントの標準化とアフターサービスの向上をはかる目的としている。

1982年11月には、電気電子部品、自動車部品、化学品、金属製品、繊維、機械および同部品、重機械・部品の7業種の輸入業者登録制(Importier Terdaftar, IT)が商業省令により実施された。IT制度の目的は国内産業の保護と外貨節約とされている。IT制度対象品目の輸入は、登録輸入業者に制限されており、対象品目にはクォーターが設けられていた。

これらの輸入規制策は基幹産業部門あるいは川上部門の国内企業を保護することにより、第2次輸入代替工業化を支援することを目的としているといえる。輸入規制は1982年以降拡大され、86年初頭でCCCN分類で5229品目の

うち1487品目が輸入ライセンス品目、そのうち296品目はクォーター品目となっている。工業製品は輸入ライセンス品目のうち1360品目、クォーター品目のうち231品目と大半を占めている²²⁾。

鉄鋼集中購買制に典型的にみられるように、輸入規制は非効率企業を保護し、独占流通権を与えられた一部の企業に法外な利益を与え、川下部門の企業あるいは最終消費者にそのコストを負担させ、輸出産業の競争力に悪影響を与えるとの批判が強まり、1986年以降、順次撤廃されている。

次に、国産品使用の強化があげられる。1980年1月国家書記局(SEKNEG)内に大統領令10号チームが設置され、政府の物資調達の最終審査を行なうことになった。

同チームは1983年3月に大統領令17号チームに変更されており、国産品使用を促進している。同チームは、外国援助案件の資材調達にも国産品使用を要請しており、一時は、援助プロジェクト施行の遅れの一因となっていた。また、BKPMも国産品がある場合は、当該品目を輸入税減免対象のマスターリストから除外することにより国産品使用の促進を行なっている。

外資政策は新しい政策は打ち出されず、インドネシア化推進が基調となっていたが、1981年DSPでは、輸出志向プロジェクト優先を明確化している。

輸出振興策では1982年1月に輸出振興パッケージが発表され、次の施策が実施に移された。(イ)輸出により稼得した外貨の保有自由化(従来は中銀へ売却)、(ロ)輸出入代金決済方法の自由化(従来はL/C決済が原則)、(ハ)輸出金融金利を6%(一部品目9%)に引下げ、(ニ)輸出信用保証制度、輸出保険制度の新設。82年1月にはカウンターパーチェス制度(CP)も発表されている。CP制度は国家書記局通達により実施されたもので、5億ルピア以上の政府、国営企業の国家予算による調達案件を受注した企業は、外貨ポーション相当額について指定されたインドネシア産品の新規買付けを義務づけられた。CP未達成の場合のペナルティーは未達成額の50%、CPの対象となる品目は商業省の指定する非石油ガス33品目と商業省の承認した品目である。

また、1983年には輸出振興のための常設委員会(Pantjatap)が設立されて

いる。Pantjatap は、商業省、工業省、業界団体代表が加わっており、特定 9 品目の輸出振興策を協議する場となっている。同委員会は各州レベルでも組織されている。

(3) 構造改革期

ここでは、レプリタIV期(1984年4月から89年3月)およびレプリタV期(1989年4月から94年3月)の産業政策を対象とするが、レプリタIII期の1983年以降の政策も考察する。

中央統計局では、1983年から73年固定価格表示 GDP に比べ鉱業部門のウエイトを高くした1983年固定価格表示 GDP を発表している。実質 GDP 成長率は73年価格では81年7.9%，82年2.2%，83年4.2%であるが、83年価格では81年は7.4%，82年はマイナス0.3%と石油価格低下と減産の影響がより明瞭に表われている。83年以降は、83年3.2%，84年6.0%，85年2.5%，86年4.0%，87年3.6%と LNG の増産により製造業の増加率が19.0%と高かった84年を除くと低成長率で推移している。

長期不況の主因は輸出と投資の低迷である。輸出は、第2次石油危機後の世界不況のため、まず非石油輸出が1981年に前年度比25.4%減少(国際収支ベース)し、82年には石油輸出も同じく21.7%減少した。石油輸出額はその後も減少を続け、原油価格が最低レベルでバレル当たり10ドル以下となった86年は前年度比44.0%に減少となった。石油輸出額の減少は石油ガス会社税収入を減少させ、歳入確保のために83年と86年にルピアの切下げが実施された。ルピア表示の石油ガス会社税と外国援助額は増大したものの、開発予算の伸び率は低下し、86年には前年度比マイナス(22.1%)というレプリタ開始以来最も厳しい緊縮予算となった。85年9月以降の円高は対外債務額を膨張させ、第1次オイルボナンザ時の借入の返済の開始と併せ開発支出をさらに圧迫した。民間投資も第1次輸入代替の終了、ハイコストエコノミーによる輸出志向型投資の困難、長期不況に加え、84年に税制上の優遇措置が廃止されたた

め低迷した。

このため、政府は通貨切下げにより歳入増をはかるとともに、非石油輸出増加と輸入抑制による国際収支の改善を期待した。さらに、以下に述べるように、非石油輸出を阻害しているハイコストエコノミーの主因である輸入規制の撤廃、輸出振興策、外資規制撤廃を含むパッケージを数次にわたり発表、実施している。非石油輸出は84年以降増加に転じ、85年9月以降の通貨調整および86年のルピア切下げ効果も加わり87年には石油ガス輸出額を超えている。外資も輸出拠点としてインドネシアを注目しはじめ、87年以降外国投資認可額も増加に転じ、88年はアジアNIEsの投資が急増し外資法施行以来最大の認可額となった。非石油輸出の増加、外国投資の活発化から経済は緩やかに回復に向かいつつある。

産業政策を含んだこの時期の経済政策は、1985～86年を境に性格を変えてきている。82年も含めて前期、後期と分けると前期の政策は、(イ)短期的效果を狙っている(CP政策、登録輸入業者制、プロジェクト見直しなど)、(ロ)保護政策も実施(集中購買制の強化など)という特長がある。一方、後期は、(イ)構造改革に取り組む、(ロ)実効性が高い、(リ)総合的かつ具体的、等が指摘できよう。

① レプリタIV

1984年4月にスタートしたレプリタIVは目標GDP成長率年平均5%と低目に設定されている。レプリタIIIに続いて三元開発政策と公平への八つの道が掲げられている。目的は生活水準、知的能力、福祉の向上と、その後の開発のための強固な基礎づくりとされている。人口増加率は年平均2%と推計され、労働人口が年平均2.8%で増加し5年間で930万人の新規労働力の参入があると予測しており、雇用が最大の課題となっている。

工業部門は9.5%と最も高い成長が設定されている。雇用面では140万人と增加労働人口の15%の吸収が期待されている。業種別の目標成長率は、機械・基礎金属工業が17.0%，基礎化学工業は17.2%，小規模および家内工業がともに6%となっており、特に産業機械工業の育成に重点をおいている。

第3表 レプリタIVの部門別目標成長率と構成比の変化

(%)

セ ク タ 一	構 成 比 (1983/84)	平均成長率	構 成 比 (1988/89)
農 業	29.2	(3.0)	26.4
鉱 業	7.4	(2.4)	6.6
工 業	15.8	(9.5)	19.4
建 設	6.3	(5.0)	6.3
運輸・通信	6.0	(5.2)	6.0
そ の 他	35.3	(5.0)	35.3
G D P	100.0	(5.0)	100.0

(出所) レプリタIV。

工業開発で強調されているのは、工業と農業等他部門、工業の各業種間のリンクエージの強化と均衡である。特に農業と工業の均衡のとれた経済構造の実現が強調されている。

レプリタIV期の産業政策は、保護政策、ナショナリズム色の強い政策が前期には依然として残り、後期はハイコストエコノミー是正による非石油輸出の促進と投資促進を目的とした構造改革政策が展開されている。外資政策面では、1983年3月の教育訓練義務課徴金の100ドルから400ドルへの引上げ、84年3月の外国人就労許可の労働省への一元化、プラスチック原料の集中購買制実施(84年10月国営商社3社を輸入業者指名、85年3月PT. Panca Holding社総代理店指名)、綿花の集中購買制実施(86年1月PT. Cerat Bina Tekstil Indonesia 輸入業者指定)が前期の例である。また、84年には、造船業の国産化計画であるチャラカジャヤ計画が発表された。国産化計画では、87年2月に包括的国産化スケジュールが打ち出されている。

後期の構造改革政策の詳細は第7表のとおりである。外資政策では、手続き簡素化、出資比率規制の緩和から、国立商業銀行からの借入、流通への進出など外資企業が不満としていた点が全面的ではないにしろ解決されている。輸入規制面では、綿花、プラスチック原料の集中購買制が撤廃され、鉄鋼も大半の品目が撤廃される等思い切った政策がとられた。輸入業者登録制など

の規制撤廃品目の多くは同時に関税が引き上げられており、非関税規制から関税による規制に移行したといえる。なお、纖維輸出の急増からアメリカがインドネシアの輸出奨励策がGATTに違反するとのクレームを行ない、インドネシアは1985年にGATT Code on Subsidies and Countervailing Dutiesに署名し、船積み前輸出金融を90年4月までに段階的に廃止することと、SE制度を86年4月から廃止することを決定した（実施は86年6月）。

1983年以降の主要経済政策を時系列的に整理すると以下のとおりである。

- 1983年3月 ルピア切下げ（1ドル702ルピアから970ルピアへ）
- 1983年4月 プロジェクト見直し
- 1984年1月 新税制導入（付加価値税は1985年4月施行）
- 1985年4月 Instruksi Presiden No. 4 発表（通関業務民営化）
- 1986年5月 Paket 6 Mei（輸出振興、接資促進）
- 1986年9月 ルピア切下げ（1ドル1134ルピアから1644ルピアへ）
- 1986年10月 Paket 25 Oktober（輸入規制緩和、投資促進）
- 1987年1月 Paket 15 Januari（輸入規制緩和）
- 1987年12月 Paket 24 Desember（輸出振興、輸入規制緩和、投資促進、資本市場自由化、観光振興）
- 1988年10月 Paket 27 Oktober（金融自由化）
- 1988年11月 Paket 21 Nopember（輸入規制緩和、投資促進、倉庫業、水運業規制緩和）
- 1988年12月 銀行以外の金融業規制緩和

② レプリタV

1989年4月より施行されているレプリタVは長期25年計画の最終段階と位置づけられている。長期25年計画の経済面の目標は大衆のための必需物資の供給と均衡のとれた経済構造の実現であり、レプリタVI以降の発展の基礎を形成することである。

レプリタV期間中に労働人口は7450万人から8640万人に1190万人増加する

第4表 レプリタVの部門別目標成長率と構成比の変化

(%)

セ ク タ 一	構 成 比 (1988/89)	平均成長率	構 成 比 (1993/94)
農 業	23.2	(3.6)	21.6
鉱 業	15.9	(0.4)	12.6
工 業	14.4	(8.5)	16.9
建 設	5.6	(6.0)	5.8
商 業	15.9	(6.0)	16.7
運輸・通信	5.7	(6.4)	6.0
そ の 他	19.3	(6.1)	20.4
G D P	100.0	(5.0)	100.0

(出所) レプリタV。

と予測されている。1年間に240万人の増加であり雇用機会の創造が最大の課題である。部門別には、農業が約400万人、工業は約230万人、その他が520万人吸収する計画である。目標経済成長率はレプリタIVと同じ年平均5%である。5%成長実現に必要な投資額は5年間で239兆1000億ルピアとなっている。開発に必要な資金の確保のため、(イ)非石油輸出の振興、(ロ)税収増大、(ハ)国内および外国投資の増加、を重視している。特に、非石油輸出は112億2500万ドル(1988年度)から231億9100万ドルに年率15.6%の増加を計画しており、デットサービスレーシオを最終年度までに35%から25%に低下させることとしている。三元開発政策はレプリタVでも継続される。

工業開発は次のような効果をもたらさなければならないとしている。

- (イ)経済構造を変化させ国民総生産における農業以外の部門を拡大すること。
- (ロ)進んだ工業と強靭な農業との均衡のとれた強固な経済構造の実現。
- (ハ)経済成長と雇用拡大の原動力となること。

工業政策は付加価値生産および就業構造の点で均衡のとれた構造を創りだし、将来の経済発展の強固な基礎を形成するという枠組みのなかで策定されている。工業政策は次の6大施策に整理できる。(イ)輸出志向工業の開発、(ロ)産業構造の深化と強化、(ハ)農産物加工工業開発、(ニ)小規模工業開発、(ホ)技術の習得と普及、(ヘ)支援政策開発。

工業部門の目標成長率は年平均8.5%となっている。非石油工業は10%を計画している。工業製品輸出が全輸出に占める比重は、レプリタIV末期の47.7%からレプリタV末期には59.7%に増大する見通しである。雇用は工業部門が吸収する230万人のうち、小規模工業が160万人を吸収する計画である。

工業政策の実施に際し次の点が強調されている。

- (イ)産業リストラクチュアリングの継続と産業間のリンクエージの強化
- (ロ)生産システム改善、経営能力向上、事業環境簡素化を通じての生産コスト削減と生産性向上
- (ハ)国営企業の効率と生産性の向上
- (シ)製造技術の向上、製品と生産プロセスの標準化と規格化を含む品質向上、新製品の開発
- (ホ)事業機会の拡大と大中小各工業間のリンクエージの強化と健全化のための工業組織の編成促進

工業プログラムは工業開発一般プログラムと業種別工業開発プログラムに分かれている。一般プログラムは前述の6大施策に従って策定されており、業種別プログラムは、諸工業、機械・基礎金属工業、基礎化学工業、小規模工業に分けられているが、各業種の目標成長率は提示されていない。

3. 政策イデオロギー、主要産業政策と政策手段

(1) 政策イデオロギー

第1節、2節で行なった歴史的概観で明らかなように、インドネシアの産業政策は、ナショナリズムを基調としながらも時期によりその強さが異なっている。ナショナリズムが強調された時期、即ち、1949年から65年の時期では指導された経済期、新秩序期ではオイルボナンザ期は、国家の経済に対する関与が強まり、政策面では経済的合理性が軽視されるとともに反外資、反

華人的な方向が強められている。一方、ナショナリズム色が弱い時期、即ち、1949年から65年の間では49年から56年まで、新秩序期では安定復興期と構造改革期では、規制緩和、市場と民間企業への期待の高まり、外資に対する優遇、エコノミストの重用、経済的合理性の重視などの特徴がみられる。

こうした二つの政策イデオロギーは、第1節でみたように、すでに1949年から65年の時期に明瞭に表われている。このような政策イデオロギーの対立の背景にある経済思想を、Riceは1945年憲法第33条の規定の解釈の相違から論じている⁴⁴。

1945年憲法第33条は、次のような規定である。

- (イ) 経済は家族の原則に基づき、よく共同の事業として組織される。
- (ロ) 国家にとって重要であり、多数の人々の生活の必需品を支配する生産分野は国家により支配される。
- (ハ) 土地と水およびそこに含まれる天然の富は国家によって支配され、可能な限り民衆の繁栄のために使用される。

Riceによると、第(イ)項の支配（インドネシア語では Dikuasai）の解釈が次のように異なっている。

まず、スカルノ政権は、支配を所有と解釈し、多数の人々の生活の必需品を生産する分野は国営企業により所有されているのであり、国家により単に監督あるいは規制されているのではないという見解を採用した。1951年から58年までジャワ銀行の総裁であったシャフルディン プラウィラネガラは、支配と所有を区別しており、政府はすべての生産手段を支配するために所有する必要はなく、必要があれば企業を買収あるいは設立する権利を政府は有するとしている。

一方、元副大統領のモハメッド ハッタは、(イ)他の企業が依存する重要企業（鉄道、電力、重要原料の生産など）と(ロ)民衆の生活を支配する産業（精米など）を区別し、(イ)は段階的に国家の事業にすべきであるが、(ロ)は国家の監督を受けても所有される必要はないと論じている。

スハルト政権の「支配」の解釈は、Riceによるとハッタとシャフルディン

に近く、政府は民間企業をコントロールするため、所有はしないというものである。

第2節でみたように、スハルト政権の産業政策は、実際は、時期によりその方向を異にしているが、Riceの見解はインドネシアの経済政策の背景にある経済思想を理解するのに役立とう。

産業政策のナショナリズム色を強める要因はインドネシアの歴史的体験、即ち、植民地経験と日本軍政、独立戦争に根ざしている。華人、外国企業に対する反発と警戒、強大な外国企業、華人系企業と民族企業の間の自由競争は不公平であり、国家の規制と介入が必要である見方などである。

1983年以降、ハイコストエコノミーの是正と石油依存からの脱却を目的に構造改革が進められ、外資に対する規制が急速に緩和され、プリブミ政策も公式に言及されなくなるなどナショナリズム色が急速に薄まっている。

しかし、歴史的にみると、産業政策はナショナリズム色を政治、経済状況により強め、あるいは薄めていることを忘れてはならないであろう。

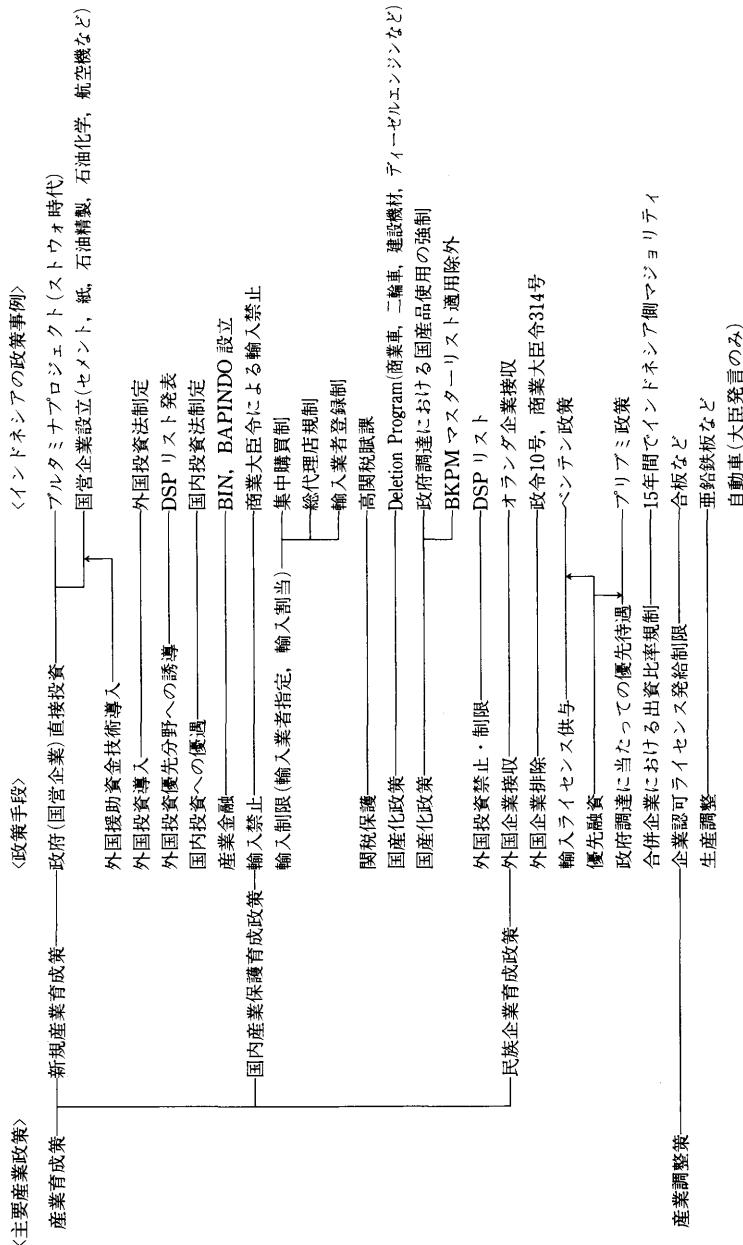
(2) 主要産業政策と政策手段

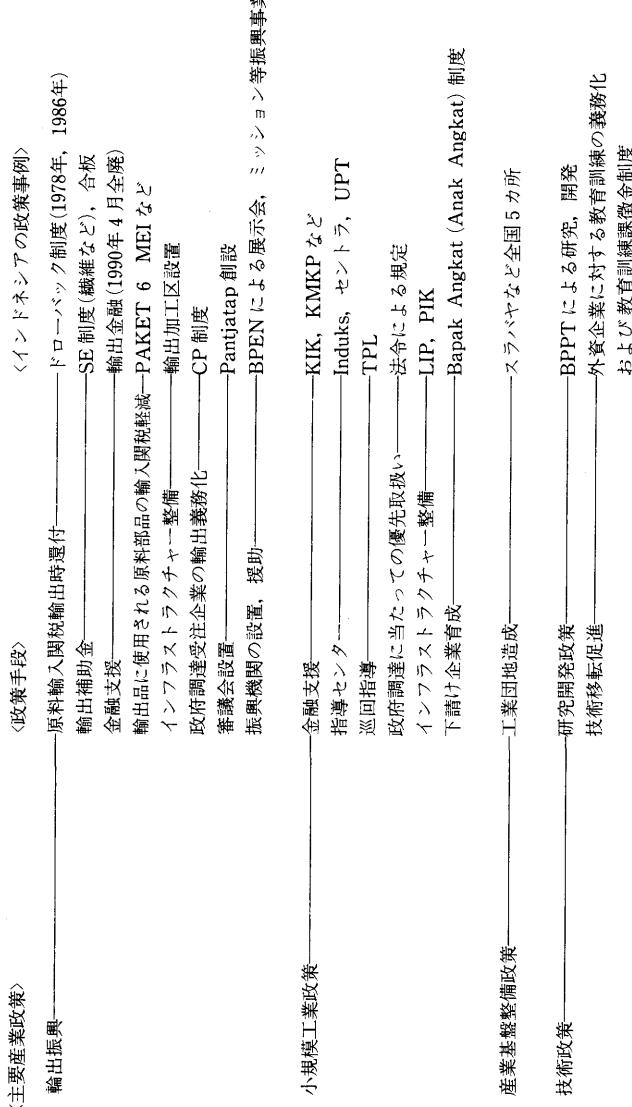
レプリタIII期までの主要産業政策と政策手段は第5表のとおりである。以下にインドネシアの産業政策の特徴を述べる。

まず、民族企業育成が重視されていることである。政治的独立を達成したものの、経済的には、オランダ企業と華人に工業、流通部門を支配されている状態からの国民経済形成を余儀なくされており、民族企業育成が基本政策となるのは当然といえよう。1949年から65年まではベンテン計画、新秩序期はプリブミ政策が代表的な民族企業育成策である。

次に、国家（あるいは国営企業）の直接投資である。プルタミナ危機以前はプルタミナが大規模な工業プロジェクトを実施し、オイルボナンザ期には、野心的な工業プロジェクトが相次いで計画された。現在では、民間企業の比重がセメント、製鉄などでは高くなっているが、肥料、石油精製、石油化学、

第5表 主要産業政策と政策手段





第6表 インドネシアの産業政策の推移

内閣	開発計画、中心的政策	主要経済政策等	外国投資政策	輸出振興政策、貿易改策地	その他産業政策
●(1949~65) ハッタ内閣 (49.12~50.9)	金融改革 (アハリュエーションと通貨供給減少) 外國企業への融資制限、 BIN、BNI 設立 (51.4)	米国より 1 億ドル 借り入れ (50.3)	輸出証書 (Export Certificate) 輸入緩和 ベンテン政策 (輸入許可証の発行)	鉄道国有化	ストライキ制限、 BIN、BNI の融資による 国営企業設立による ベンテン計画による 融資
ナッシール内閣 (50.9~51.3) (マシュミニ党)	緊縮財政 <朝鮮戦争アームで輸出増大、 国際収支改善>				
スミトロ経済相 シャフルディン相 スキマン内閣 (51.4~52.2) (マシュミニ党)	複数為替レート制度廃止 財政赤字悪化 <朝鮮戦争アーム終了>				ジャワ銀行国有化 (51.5)
ウイロボヤズジ相 エヌフサイヒソノ蔵相 ウイロボヤ内閣 (52.4~53.6) (PNI、マシュミ、PSI)	ペンテン政策 スミトロ計画 (小規模企業育成策)	均衡財政 軍の合理化 (近代化、人員削除)	輸入制限強化 ベンテン政策	バンクインドネシア設立 スミトロバンによる 小規模工業育成	
スミトロ蔵相 第1次アリ内閣 (53.6~54.3)	ペンテン政策 国家経済局 (National Planning Bureau 設立)	財政、国際收支赤字拡大	輸入抑制		
ハラハッブ内閣 (55.8~56.3) (マシュミニ党)	Iskaq 慶用 Rooseno 制限の ペンテン政策	輸入制度簡素化 インドネシア国籍華人も同等 待遇		輸入制度簡素化	
スミトロ蔵相 第2次アリ内閣 (56.4~57.3) (PNI)	5カ年計画の発表 (56.5)と承認 (56.9)	財政赤字拡大 輸出奨励証明書 (Bukti Pendorong Export) の発行	外国投資法を議会に提出 IMF より 5500 万ドル借り入れ	輸出奨励証明書	

内閣	開発計画、中心的政策	主要経済政策等	外国投資政策	輸出振興政策、貿易政策地	その他産業政策
ジユアンダ内閣 (57.3~59.6) (Karya Cabinet)	国家開発審議会 (National Development Council)	財政赤字の拡大 オランダ企業接收、国有化 BEシステム(Bukti Export)の導入	57.2 Guided Democracy 発表 58~59 地方反乱 ナツイール・シャフルディン、 スマトロラ反乱に参加	59 政令10号	
指導された民主主義 時代 (59→65)	(59)サンダンバンガン計画 (59, 8)国家開発局、財 政経済局に改組				
59.7 45年憲法に復 帰を宣言 スカルノ首相を兼任 ゴトンロヨン内閣 (59~64)	(59, 8)国家開発審議会 (National Planning Council) 8カ年計画(61~69) (60)大統領令26号 経済宣言(DEKON) (63) ブルティカリ計画(64) -Berdiri atas kaki sendiri	<60社会党、マシュミ党禁止> 61 インドネシア開港銀行 (BAPINDO)設立 63 英国、マレーシア資産接收	65 米国資産接收 インフレ高進 対外債務悪化 生産縮小—経済混乱 デノミ実施(100分の1)	66.7 経済政策の基本戦略 66.9 債権国会議(東京) 66年10月政策 66 BE, DP レート制(70まで) 66.12 債権国会議(ペリ) (リスクの決定)	66.9 オランダ政府と 接收資産の補償協定 (\$167Mii)合意 66.12 その他の諸国と同 合意(0年までに約 100の資産を返却)
Dwikora 内閣 (64~65)	65.9.30 9.30事件				
●新秩序(1960年以降)	66.3 Inner Cabinet (スハルト、アダムマ リク・スルタンハメ ンクオノ)				
66.7 アンペラ内閣					

内閣	開発計画、中心的政策	主要経済政策等	外国投資政策	輸出振興政策、貿易政策他	その他産業政策
67.3 スハルト大統領代行就任 〈第1次輸入代替工業化政策〉	67.2 IGGI結成	67.1 外国投資法制定 67.5 Debt Investment Conversion schemes (DICS)発表	67.4 包括政策ハッツ 70.4 ケージ	70.12~71 70.4 完成品の輸入 逐次禁止	70.12~71 70.4 包括政策ハッツ 70.11 外資法改訂 (選別の外資政策へ転換)
68.3 スハルト大統領就任	67 銀行法制定 68 中銀法(外銀法)	68.11 国内投資法公布 (70年法律第11号) 70.11 外資法改訂 (選別の外資政策へ転換)	70.11 軽工業30業種を 外資禁止業種に 71.2 優先業種リスト 改訂	71 輸出振興厅創設 73.6 BKPM設立(73 年大統領決定20号, 21号)	70.11 軽工業30業種を 外資禁止業種に 71.2 優先業種リスト 改訂
68.6 開発内閣 〈第1次〉 (68.6~73.3)	69.4 第1次5カ年計画 (69.4~74.3)	70.4 ルピア切下げおよび単 一レート採用 (1ドル=Rp.378)	71.8 ルピア切下げ (1ドル=Rp.415)	73.6 BKPM設立(73 年大統領決定20号, 21号)	74 中小企業融資制 度(KIKなど) 小規模工業指導 興事業
第2次開発内閣 (73.4~78.3)	第2次5カ年計画 (74.4~79.3) 〈第2次輸入代替工業化スタート〉	74.1 ジャカルタ反日暴動 74.1.22 大統領声明 3項目の経済指針 75 アルミナ危機	74.1 インドネシア化の強化 74.3 外資合弁形態 74.4 外国人就業制限 74.9 持株比率に関する大統領決定 外資新規参入禁止分 野拡大 74.4 國内投資政策の 変更 74.10 外國投資四つの カテゴリー化 77.2 DSPリスト発表 77.10 BKPMのワントップ サービスセンター化	75.4 ドローバックシ ステムの導入	76.8 商業車、オート バイの国産化計画 発表 78 小規模工業総局 設置

内閣	開発計画、中心的政策	主要経済政策等	外国投資政策	輸出振興政策、貿易政策地	その他産業政策
第3次開発内閣 (78.4~83.3)	第3次5カ年計画 (79.4~84.3) 暫小的重化学工業化計画	78.11 ルピア切下げ (1ドルRp.415→Rp.625) 82年以降長期不況に突入。 (構造改革政策実施) 詳細はレブリクIV期の主要経済政策参考照	82.83 商業車、二輪車、エンジン、条件認可 (Tahun Komponen)	76.4 非石油産品輸出振興ハッケージ 80 大統領10号チム設置 (国産品使用)	84.4 大統領令29.30 84.11 ルピア切下げ に伴う輸出振興策
第4次開発内閣 (83.4~88.3)	〈輸出指向工業化〉の開始 第4次5カ年計画 (84.4~89.3)	83.3 ルピア切下げ (1ドルRp.720→Rp.907)	84.1 新税導入、税制上の優遇措置を廃止 (外資導入促進へ転じる)	82.1 輸出振興バッジ ケージ カウンターパーチンス	84.ブリミ、ノンブリミ呼称トリヤウメ
第5次開発内閣 (88.4~93.3)	第5次5カ年計画 (89.4~94.3)	86.9 ルピア切下げ (1ドルRp.1,134→Rp.1,644)	83 Pantatap創設 84.8 キャピタルホワイトニンゲボリシー復活 84.10.85.3 投資申請手続簡素化 87.5 DSPリスト (フレキシブルに)	87.2 包括的新国产化スケジュール	

第7表 レアリタIV期の主要産業政策

I 非石油輸出振興政策	
Instruksi Presiden No.4 1985 輸出金融制度の拡大	1985. 4 ①輸出検査の廃止 ①輸出金融制度を外資にも適用
PAKET 6 Mei 1986	1985. 9 ①製品の85%以上を輸出する企業は必要な原料、中間財を国際価格で輸入できる ②製品の85%未満を輸出する企業は国産品が輸入品より高い場合、輸入品を輸出比率に応じて使用できる ③SE制度に代えてドローバック（輸出品生産に使用された輸入品の輸入関税、輸入課徴金の還付）制度を導入 ④タンジンブリオク、チャーン保稅地域を設定
PAKET 25 Oktober 1986	1986. 10 ①外資に対する輸出金融制度の拡充（運転資金の70%から85%へ）
PAKET 24 Desember 1987	1987. 12 ①輸出ライセンスの撤廃（繊維、コーヒーなど二国間協定のある商品は例外） ②輸出指向企業の定義を製品の85%以上輸出から65%に緩和（衣料品は例外） ③外資の輸出業への合併形態による進出許可、外資の他社製品の輸出許可 ④輸出指向企業の品質、デザイン向上を目的とした外国人専門雇用自由化 ⑤外資企業、国内投資企業以外の企業の機械、機器、スペアパーツの輸入関税、付加価値税の免除 ⑥輸出用コンテナの輸入関税、付加価値税の免除 ⑦商品サンプルの輸入税、付加価値税の免除 ⑧輸出検査の可能な内陸コンテナマークミナル（西ジャワ、Gedebage）の設置
PAKET 21 November 1988	1988. 12 ①輸出に使用する特定の形狀物、容器、保護材、包裝材の輸入関税、付加価値税、所得税の免除
II ハイコストエコノミー是正策	
①輸入規制緩和 関税率表の改訂	1985. 3 ①関税率を25段階から11段階に減少 ②大半の品目を5%から35%の関税率に引き下げ ③最高税率を225%から60%に引き下げる
PAKET 6 Mei 1986	1986. 6 輸出指向企業の原料、中間財の輸入規制撤廃（非石油輸出振興業のPAKET 6 Mei ①・② 参照）
PAKET 25 Oktober 1986	1986. 10 ①電気電子機器、重機械、化学品、機械、金属、自動車部品の165品目の輸入規制（登録輸入業者制）撤廃 ②306品目の輸入関税変更（輸入規制撤廃品目は関税引上げ、その他は減免） ③33品目に輸入課徴金賦課

PAKET 15 Januari 1987	1987. 1	①綿花の集中購買制を廃止 ②織維88品目、鉄鋼11品目の輸入規制撤廃 ③織維114品目、鉄鋼11品目を輸入規制緩和 ④織維268品目（うちベティック）に輸入規制導入 ⑤機械、電気機械、自動車部品の輸入関税を減（43品目）免（12品目）
PAKET 24 Desember 1987	1987. 12	①電気電子機器、重機械、化学品、機械、鉄鋼、自動車部品111品目の輸入規制撤廃 ②56品目の輸入規制引上げ（輸入規制撤廃相殺、国内企業保護） ③91品目の輸入規制引上げ（輸入規制撤廃相殺、国内企業保護） ④鉄鋼65品目の集中購買制撤廃 ⑤総代理店数を278から70に削減（自動車と重機械例外）
PAKET 21 Nopember 1988	1988. 11	①化学品、薬品、プラスチック82品目、鉄鋼30品目、繊維製品110品目、食糧飲料50品目、農産品、同加工品46品目の輸入規制撤廃（プラスチックの集中購買制撤廃） ②86品目の輸入規制引下げ ③72品目の輸入規制引下げ ④課税方式の変更、従量税から従価税へ
②その他の規制緩和政策 Instruksi Presiden No.5 1984	1984.	①各省、政府機関の許認可条件と手続の簡素化
Instruksi Presiden No.4 1985	1985. 4	①輸出入通関業務を民営化（イススのサーべイヤー-SGSに委託）
事業許認可制の簡素化	1987. 6	①事業許認可の暫定許可と恒久許可に1本化、許可期間を5年間から無制限に変更 ②事業許可発給を個別品目別から業種別に変更 ③30%を超えない拡張の許可取得を撤廃
政府調達集中管理の緩和	1988. 3	①5億ルピア以上の政府調達の大統領17号チームによる最終審査の廃止
PAKET 21 Nopember 1988	1988. 11	①商業活動許可の簡素化、SIUP、API、APITを無期限、インドネシア全土有効に ②倉庫業の規制緩和、簡素化 ③水運部門の規制緩和
III 投資促進政策		
キヤビタルホワイトニングボリシーや復活	1984. 8	①投資資金の出所に関する税務調査を行わないという政策
減価償却率の変更	1984. 8	①10%の償却率が適用されていた資産の大部分を25%に変更
外国人就労手続の簡素化	1984. 9	①外国人就労許可手続簡素化 ②許可発給権限を労働省よりBKPMに戻す

投資許可手続簡素化	1984.10 1985. 3	①許可申請書類の削減（36種類から13種類へ） ②仮許可証有効期間を3ヵ月から1年に延長、本許可証有効期間を3年とする ③BKPM手数料廃止 ④資本財、原料免税輸入手続簡素化
教育訓練義務課徵金廃止 輸出金融制度を外資に適用	1985. 4 1985. 9	①1983年3月に100ドルから400ドルに引き上げられた教育訓練義務課徵金を廃止 ②70%を限度として外資にも輸出金融制度を適用
Outside Jakarta 規制撤廃	1985. 9	①外銀の現地銀行との共同によるジャカルタの企業への融資認可
PAKET 6 Mei 1986	1986. 5	①外資企業の国内企業と同等待遇、a) 75%以上の株式のインドネシア化、b) 51%以上インドネシア化かつ20%以上を株式公開、c) 51%以上株式公開の3条件のいずれかを満たしている場合 ②外資企業の利益の再投資認可 ③出資比率規制の緩和、a) 高リスク、b) 巨大資本、ハイテク、c) 遠隔地立地、d) 85%以上輸出のいずれかに合致する場合、設立時インドネシア側シェアは5%，操業後5年以内に20%とすればよい ④資本現地化義務の緩和、10年以内に51%以上現地化が困難な場合、a) パートナー以外への譲渡、b) 金融機関への譲渡、株式市場での公開、c) BKPMの支援 ⑤100万ドルの最低投資規模規制の一歩適用除外（サービス業、コンサルタント、エンジニアリングなど） ⑥投資ライセンス期間を増資した場合さらに30年延長する ⑦輸入資本財の特例、国産資本財の製造業者、BKPM承認の投資家が原料、部品、資本財を輸入した時の關税の払戻し ⑧DSPリストの拡大
PAKET 2 Oktober 1986	1986.10	①ルピア切下げで減価した企業資産再評価を'87年1月1日で実施、再評価益は非課税
PAKET 25 Oktober 1986	1986.10	①外資に対する輸出金融制度を運転資金の70%から85%へ引き上げ ②中銀のスマップ取引枠撤廃（從来26億ドル） ③外資の既存国内企業の出資容認、a) 資金援助目的25%、b) 輸出促進19% ④外資の既存会弁企業への出資容認、輸出促進、高度技術導入の場合、最高95%まで ⑤外資企業の他社製品の輸出可能
事業許認可制の簡素化	1987. 6	①ハイコストエコノミーのは正 ②その他の規制緩和策参照

PAKET 24 December 1987	1987. 12	①外資の合弁による輸出業への進出認可 ②資本の理地化義務の緩和、外資のインドネシア側出資比率51%以上への移行期間を10年から15年に延長 ③出資比率規制の緩和、a) 投資額1,000万ドル以上、b) 遠隔地立地、c) 輸出比率65%以上の外資企業のインドネシア側出資比率は、設立時5%，10年後20%，15年後51%ではなく、15年はさらに5年延長可能である ④保税地域に設立され、製品の100%を輸出する外資のインドネシア側出資比率は設立時5%以下へ、その後も増加する必要がない ⑤外資企業の国内企業と同時待遇条件の緩和、a) 51%以上の株式のインドネシア化、b) 45%以上のインドネシア化かつ20%以上の株式公開
PAKET 10 Oktober 1988	1988. 10	①外国銀行の新規合弁設立許可（従来は11行に制限） ②スワップ取組み期間の延長（6ヵ月から3年）とスワップアラームの市況による決定
PAKET 21 Nopember 1988	1988. 11	①外資の合弁による卸売業進出の許可（小売店への販売）および他企業への直接販売許可 ②内航部門の外資への開放
IV その他の産業政策		
アリアミ政策に関するマルダニ 国事司令官発言	1984. 3	アリアミ、ノンアリアミという用語の使用中止をよびかけ
包括的国産化スケジュールの発表	1987. 2	トラクター、特殊車輛、自動2輪の国産化スケジュールを一括に規定、90年までの国産化終了を規定

造船、航空機などでは国営企業が有力あるいは独占的である。

特に、戦略的産業ではハビビ BPPT 担当大臣がジャンプシステムに基づき、航空機、造船、兵器、車輌などのプロジェクトを実施している。ジャンプシステムは、(イ)インドネシアは巨大な群島国家であり輸送、通信システムの開発にプライオリティが置かれるべきである。(ロ)高度技術のラーニングが経済開発に必要であり、そのためにはまず、先端技術を導入し産業を設立し、その後に関連産業を育成する、というものである。1976年に設立された航空機製造企業ヌルタニオ（現在は IPTN）が代表的プロジェクトであり、スペインの CASA 社からの技術導入により短距離で離陸可能のプロペラ機をライセンス生産している。ハビビ大臣のプロジェクトは83年のプロジェクト見直しでもリフェージングの対象となっていない。

次に、保護政策が輸入制限、関税保護、外国投資禁止、国産化、国産品使用などの政策手段により広汎に実施されてきたことである。第1次輸入代替工業化、第2次輸入代替工業化を進める政策手段としての保護政策は、既得権グループの利害と結びつき、高金利、インフラの未整備などと並んでハイコストエコノミーの主因とみられてきた。構造改革期以降、非石油工業製品輸出の振興が最重要課題となるなかで、保護政策はベクトルの方向に変えつつあるが、国産化政策など第2次輸入代替工業化は依然として進められている。

政策手段は多様であるが、関係官庁による許認可が中心となっている。

(3) 政策形成主体

産業政策に関する省庁は、工業省、商業省（輸出振興庁も含む）、投資調整庁（BKPM）、技術調査応用庁（BPPT）であり、経済計画に関しては国家開発企画庁（BAPPENAS）が担当している。

審議会の例は、Pantjatap や Dekranas（工芸品）がある。業界団体は、APKINDO（合板）、API（繊維）など多様である。独自に輸出促進策を実施し

ている例(APKINDO)もあり、業界の利益を守るために政府に働きかけている例もある。(最近では中国製のモーターの輸入急増に対する電機工業会(APPI)の例)

インドネシアの政策形成の特徴は、国際機関、外国企業の影響が大きいことである。安定復興期のIMF、世銀の影響、構造改革期における世銀の影響がその例としてあげられよう⁽⁴⁾。また、外資政策、輸出振興策に関しては、1985年以降、BKPM長官、工業大臣、商業大臣が日系企業代表と数次にわたり会合ももち、日系企業の意見を聴いており、規制緩和策に反映されている⁽⁵⁾。

注(1) Bruce Glassburner, *Economic Policy Making in Indonesia 1950-1957*, Bruce Glassburner ed., *The Economy of Indonesia Selected Readings*, Cornell University Press, 1971.

(2) 民族企業は、ここでは、オランダ人、華人を含む外国人以外の、いわゆるプリズミ企業を意味している。

(3) Douglas S. Paauw, *From Colonial to Guided Economy*, Rute T. Mcvey, Indonesia Human Relations Area Files Inc., 1967, p.180.

(4) B. Glassburner, *op. cit.*, p.79.

(5) *Ibid.*, p.81.

(6) *Ibid.*, p.81.

(7) 例えば、1955年の総選挙の結果は、PNI57議席、マシュミ党57議席、ナフダトゥール・ウラマー党(NU)45議席、共産党(PKI)39議席、その他24政党57議席となっている。

(8) ハラハッブ内閣(マシュミ党、1955年8月～56年3月)は、輸入制度の簡素化、ベンテン計画の輸入業種のスクリーニング簡素化、インドネシア国籍華人の同等待遇などの政策を実施した。

(9) 一次資料が入手できないため、下記資料を参考にした。

B. Glassburner, *op. cit.*

D. S. Paauw, *op. cit.*

Allen M. Sievers, *The Mystical World of Indonesia, Cultures & Economic Development in Conflict*, The John Hopkins University, 1974.

(10) Hal Hill, *Foreign Investment and Industrialization in Indonesia*, Oxford University Press, 1988, p.4.

(11) Smitro Djodjohadikusumo, "Recollection of My Career," *Bulletin of Indonesia Economic Studies*, December 1986, p.35.

(12) ベンテン政策および同政策により出現した民族企業については、小黒啓一

- 「中小企業投資パートナーズ調査」，中小企業事業団，1981年，を参照。
- (13) Paauw, *op. cit.*, p.221による。Glassburnerによると，投資額は重要基礎産業とインフラが各々年25億ルピア，村落が年15億ルピアとなっている。
 - (14) 國際収支統計による Rosendale の推計。Hal Hill, *op. cit.*, p.5.
 - (15) 同上。
 - (16) スハルトは1967年3月に大統領代行に就任，1968年3月に大統領に就任した。
 - (17) 経済顧問団は，Team of Fiveといわれ，ウィジョヨ ニティサストロ，モハメット サドリ，アリ ワルダナ，エミル サリム，スプロトの5人から構成されていた。このうち，ウィジョヨ，アリ ワルダナ，エミル サリムは，カルフォルニア大学バークレー校で，博士号を取得している。後に，フランスセダ，ラディウスプラヴィロ，スミトロ ジョヨハデクスモもチームに加わった。
 - (18) 以下のデータは，H.W. Arndt, *The Indonesia Economy Collected Papers*, Chopmen Publiser, 1981による。
 - (19) 以下，Repelita Vまでの記述は，次の資料を参考とした。
Repelita I, II, III, IV.
Peter McCawley, "The Growth of the Industrial Sector," Anne Booth & Peter McCawley ed., *The Indonesia Economy During the Soeharto Era*, Oxford University Press, 1981.
Bruce Glassburner, "Indonesian Economic Policy after Sukarno," Bruce Glassburner ed., *op. cit.*
H.W. Arndt, *op. cit.*
Hal Hill, *op. cit.*
『貿易白書』各年版，日本貿易振興会。
『投資白書』各年版，日本貿易振興会。
 - (20) Peter McCawley, *op. cit.*, p.80.
 - (21) Hal Hill, *op. cit.*, p.31.
 - (22) Mari Pangestu, "Survey of Recent Development," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, April 1987, pp.27~33.
 - (23) Robert C. Rice, "The Origin of Basic Economic Ideas and their Impact on 'New Order' Policies," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, August 1983.
 - (24) Richard Robinson, *Indonesia, The Rise of Capital*, Allen & Unwin, 1986, pp.108~111.
 - (25) ジャカルタ・ジャパンクラブ企業環境研究委員会「インドネシアのDEREGULATION-現状と問題点」(『ジャカルタ・ジャパンクラブ』, 1988年4月)。